平成２３年（フ）第１２００７号
東京都台東区東上野４丁目６－７－806
債務者　松井　理江
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２００８号
神奈川県座間市相武台２丁目4831－１－108
債務者　田中　光春
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２００９号
神奈川県座間市相武台２丁目4831－１－108
債務者　田中　妙子（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２０１０号
東京都足立区本木東町18－10
債務者　幕田　邦夫
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２０１３号
埼玉県さいたま市見沼区東大宮５丁目22－27
アンプルールフェールアミーⅡ101
債務者　山田　弘幸
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２０１５号
埼玉県三郷市戸ケ崎2116－１－301
債務者　中村　謙一
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２０１７号
東京都新宿区北新宿２丁目６－９－207
債務者　鈴木　国顕（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２０１８号
埼玉県八潮市大字中馬場17－６
債務者　鈴木　和明
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２０２４号
東京都世田谷区下馬２丁目33－７－206
債務者　長田　優紀
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２０２６号
千葉県成田市加良部５丁目３－６－403
債務者　大津裕里子（旧姓菊間）
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２０３０号
東京都葛飾区高砂３丁目20－４－201
債務者　中村　　瞳
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２０３８号
東京都墨田区東駒形４丁目14－10－703
債務者　茂呂　明男
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２０３９号
神奈川県中郡大磯町国府本郷1112－１　コクフホームズⅡ－206
債務者　梅本　祥司
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２０４６号
東京都板橋区若木２丁目13－９－959
債務者　成澤寿美子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部